

令和7年度

緑丘小学校いじめ防止基本方針



武豊町立緑丘小学校

緑丘小学校いじめ防止基本方針

武豊町立緑丘小学校

1 いじめ防止について

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなり得る。これらの基本的な考えをもとに、教職員が日ごろから兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

「いじめ」の定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「いじめ防止対策推進法」より一部抜粋

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、「安心・安全に生活できる場」でなくてはならない。教職員は教育活動全体を通して、児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織「いじめ防止委員会」の設置

本校はいじめ防止対策組織である「いじめ防止委員会」を設置する。

「いじめ防止委員会」は、「しない、させない、見逃さない」の考え方を基本とし、未然にいじめを防止する学校環境を整えるとともに、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

本委員会は校長・教頭・教務主任・校務主任・保健主事・学年主任・特支主任・生徒指導主任・養護教諭・いじめ防止推進担当で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー等を加える。

役割

- 「緑丘小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と検証・検討を行い、取組の改善をする。
- 「緑丘小学校いじめ防止基本方針」の概要を、年度当初に児童生徒・保護者に説明する。
- 教職員への共通理解と意識啓発のため、年度初めの職員会議で「緑丘小学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。

- 安心して学習やその他の活動に取り組むことができる学校環境を整える。
- 命を大切にし、相手を思いやる気持ちを高める指導・支援をする。
- 情報モラル教育で、ネットを通じたいじめの未然防止を図る。
- 教育相談事前アンケートや生活アンケートの結果を分析し、取組の改善をする。
- いじめがあった場合、あるいはいじめが疑われる場合は正確な事実の把握に努めて、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。また、必要に応じて、スクールカウンセラーや外部の専門家、警察・児童相談所などの関係機関と連携して対応する。
- いじめ事案を把握した時や気になる事例等が発生した場合は、その軽重に関わらず情報の共有に努める。情報の共有及び指導については、職員会提案「令和7年度生徒指導計画」の6（1）～（4）に基づいて行う。
- いじめ防止に関する校内研修を年3回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。（いじめ・不登校・虐待対策委員会と合わせて行う。）
- 児童生徒、保護者に対し、「24時間子供SOSダイヤル」等の相談窓口を紹介する。

3 具体的な取組

（1）「一人を救う」早期発見・早期対応の観点からの取組

① 見る

問題初期段階に見られる小さなサインを見逃さず、迅速に対応する。

こんな様子はありませんか？

- 悪口を言われる、物がなくなるなどの相談がある。
- 学校に行きたくないという欠席連絡が入る。
- 暴力（嫌がらせ含む）を受けたと訴えがある。
- 特定の児童の席が離れている。
- 教室にゴミが増える。

児童とふれあう時間を確保したり、日記や感想文などを活用したりして、児童の心の動きをとらえ、小さな変化を見逃さない。

② 関わる

積極的な関わりを通して、信頼関係を築くとともに、適切な対応をする。

いじめはどの児童にも、どの学校でも起こり得るもので、誰もが被害者にも加害者にもなり得るという認識の下、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を学校全体を通じて児童一人一人に徹底する。いじめが発見された場合は、いじめられている児童の保護・支援を第一に考えるとともに、いじめの当事者同士だけでなく、周囲の児童への指導を忘れない。

③ つなぐ

校内・保護者・関係機関（警察・児童相談所等）との連携の充実を図り、より多

くので対応する。

○教職員の共通理解のもと一貫性のある粘り強い指導をする。

全教職員で学校としての具体的な指導方針や方法等の共通理解を図り、一貫性のある粘り強い指導をするためにも学年会・生徒指導部会を充実させる。

また、ともに支え合う教師集団を目指し、日常的に何でも話し合える雰囲気づくりに心がけ、問題を包み隠さず、教職員間で共有していく姿勢を大切にする。

○組織的な指導を心がける。

学級・学年等での問題行動を発見したら、全校体制での確かつ迅速に対応するためにも一人で抱え込まず（一人で解決しようと思わず）、報告をする。教職員が互いの役割や業務分担を十分に理解し、助け合い、創意工夫して協働できるよう定期的な学年会を設定し、学年の主任・生徒指導担当者を中心に学年としての支援体制を整える。また、他の学年の情報を得たり、アドバイスを受けたりできる生徒指導部会を随時実施し、学校全体で対応する体制を整えるとともに、担任は指導記録をこまめにとり、情報の共有・援助・引き継ぎに努める。

○家庭・地域・関係機関との協力体制を確立する。

懇談会、日頃の電話など家庭とのつながりを大切にし、保護者との信頼関係を深め、常に情報交換ができる体制を確立する。

また、日頃から「開かれた学校」であるよう心がけ、PTA行事等に参加し、地域の人々との結びつきを深めるよう努める。

複雑で多様な問題、緊急性のある問題は教頭・生徒指導主任を窓口適切な関係機関と積極的に連絡を取り合い情報交換・相談する。

< 関係機関 >

- ・半田警察生活安全課少年係
- ・知多福祉相談センター
- ・医療機関
- ・保護司
- ・民生児童委員、主任児童委員
- など

職務別いじめ早期発見のための具体的措置

○学級担任

- ・児童との信頼関係を築き、教育相談、各種アンケート、日記などから、児童が示す小さな変化を見逃さない。
- ・児童を観察する力を高める。
- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、暴力を伴ういじめの場合は複数の教員で対応する。
- ・児童、保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は真摯に傾聴する。
- ・いじめを発見、通報があった場合は速やかに関係児童から聞き取りを行い、実態把握を迅速に行う。（関係児童が複数の場合は、同じ時間に個別に行う。）
- ・いじめやいじめと疑われる行為があった場合、関係児童、把握できた実態、指導の過程、事後の見守りなどを記録する。

○養護教諭

- ・保健室を利用する児童との関わりで、その児童が抱える悩みなどを聞き取り、必要に応じて担任に伝える。
- ・定期的な身体測定を行い、児童の様子を把握する。

○生徒指導主任、学年生徒指導担当、学年主任、特支主任、教務主任

- ・休み時間の校内指導、必要に応じて放課後の校区巡視を行い、児童が生活する場の異常の有無を確認する。
- ・児童と担任が相談活動がしやすいような体制をつくる。

(時間帯変更、特別週間の設定)

- ・児童、スクールカウンセラー、スクールサポーター、スクールソーシャルワーカー、担任などの関係が円滑に機能しているかを定期的に点検する。
- ・いじめの防止等のため、教職員の資質向上に向けた校内研修を計画・実施する。

(2)「新たな一人を出さない」取組 ～「はつらつとした小学校生活」の構築に向けて～

①学級づくり

- 1、好ましい人間関係づくり → 共感的な人間関係を基盤にする
- 2、一人一人の居場所づくり → 自己決定の場を与える
- 3、自分らしさが輝く場面づくり → 自己存在感を与える

教師は学級（学校）が児童にとって安心して自己を生かせる場、個性や能力を發揮できる場となるように努める。また、児童が多様な集団や組織（児童会・委員会・クラブ活動・各行事の係など）と関わり、心の結びつきや信頼感の中で主体的な学びを進め、協同で学習することを通して社会性を身に付けられるような学級づくりに努める。自己有用感を高める「絆づくり」に努め、基本的な生活習慣、善悪の判断・実行力、思いやる気持ちを育成・確立していくよう指導に当たる。

②児童理解

児童を一人の人間として認め、温かく接し、共感的な人間関係を基盤とするよう心がける。そのためにも、児童とのふれあいを大切にして、教育相談活動を定期的・計画的に実施し、スクールカウンセラー等を有効に活用し、一人一人の思いを多面的にとらえ、児童理解に努める。

こまめに指導記録をとり、指導を振り返ったり検証したりする。

③未然防止

「～になりそうだった」「～するところだった」などの未然事例を見逃さずに対処し、また、それらの未然事例を学年会・生徒指導部会で報告し、その原因と課題を検証し、未然防止に努める。

④わかる授業

児童が前向きな態度で学校生活を送るために、「勉強がわかる」「学習が楽しい」といった充足感をもつことが大切である。

児童と教師、児童同士の中に心の通った温かい人間関係の基盤を構築する

ためにも、児童一人一人が意欲的に学習に取り組み、少人数指導・習熟度別指導の導入を含めわかる授業づくりを工夫する。

⑤ 相談窓口の紹介

入学式等の機会を捉え、保護者に対し、「24時間子供SOSダイヤル」等の相談窓口を紹介する。

職務別いじめ防止のための具体的措置

○学級担任

- ・ 日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気学級全体でつくる。
- ・ はやし立てたり、見て見ぬ振りをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。
- ・ 一人一人を大切にし、わかりやすい授業づくりを進める。
- ・ 不適切な言動により児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように気を付ける。

○保健主事、養護教諭

- ・ 学校保健委員会や常時的な委員会活動などの場面でいのちの大切さを取り上げ、生命尊重の意識高揚を図る。

○生徒指導主任、学年主任、特支主任

- ・ 定期的に全校集会、学年集会などでいじめ問題について触れ、「いじめは絶対許されない」という雰囲気をつくる。
- ・ 道徳、人権教育、読書活動、体験活動などに計画的に取り組む。
- ・ 児童が自己肯定感、自己有用感が高められるような場面をつくる。
- ・ 児童会によるいじめ撲滅運動やあいさつ運動など、児童主体で参加する取組を進める。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合の対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態の対応フロー図（[資料1](#)）」に基づいて対応する。

児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じている（生じる恐れがある）場合や児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている（される疑いがある）場合は、直ちに生徒指導主任、教頭が半田警察生活安全課少年係に相談、情報提供し、援助を求める。

(2) 学校全体での支援体制と適切な対応

学校が事実に関する調査を実施する場合は、随時「いじめ防止委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなど公平性・中立性を確保して対応する。

(3) 調査結果

調査結果については、被害児童、保護者に対して適時・適切な方法で情報を提供する。

5 各教科・道徳・特別活動・総合的な学習など、学校教育活動全体を通じての計画的・系統的な取組

(1)～(4)は、SDGsの理念を踏まえた教育の推進にもつながる大切な取組として、学校教育全体で計画的・系統的に指導する。

(1) 道徳教育の推進

道徳推進教師を中心として、道徳教育を充実させる。道徳の時間を軸として、学校教育活動全体を通じて全校体制で行う。いじめ防止策としては、特に他者を思いやる心情を育て、他者の存在を意識した言葉かけや行動ができるようにする。

(2) 情報モラル教育の推進

コンピュータや携帯電話の普及により、情報の収集や表現、発信が容易になった反面、インターネット掲示板やメールなどでのいじめが深刻な状況であることから、情報モラルを身に付けさせる学習活動を行う。

情報モラル＝情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度

学習活動の例

①情報社会における正しい判断力や望ましい態度など、「こころの教育」に関すること

ア 情報発信による他者や社会への影響について考え、発信する情報や情報社会での行動に対する責任について考えさせる学習活動

・ネット上の迷惑行為 ・SNS ・中傷誹謗、デマ など

イ 情報に関する自分や他者の権利を尊重することの大切さについて考えさせる学習活動

・著作権 ・肖像権 など

ウ ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味や責任について考えさせる学習活動

・メールや掲示板での誹謗中傷の書き込み ・なりすまし

・不正アクセス ・不正請求 ・詐欺 ・個人情報 など

- ②安全に生活するための知識・技術・健康への影響など、情報安全教育に関すること
- エ 誤った情報や危険な情報など、不適切な情報への対処について考えさせる学習活動
- ・匿名性の利点と危険性
 - ・なりすましの問題点や危険性
 - ・出会い系の危険性 など
- オ 情報を正しく安全に利用することの意義について考えさせる学習活動
- ・個人情報の取り扱い など
- カ 情報セキュリティの基本や健康を害するような行動について考えさせる学習活動
- ・IDやパスワード管理
 - ・情報流出
 - ・利用時間と健康 など

(3) いのちの教育の推進

自他のいのちを大切にす「いのちの教育」を継続的に進める。

学校医・学校薬剤師・警察などの関係機関の協力を得て、学校・学年全体で薬物乱用防止教室、学校保健委員会、性指導などの学習活動を行う。

(4) 人権教育の推進

人権尊重の精神に基づき、差別や偏見を許さない社会の実現をめざして積極的に取り組もうとする意欲と実践的な態度を育てる。その中で、よりよく問題を解決していくためにも「コミュニケーション能力や判断力」「違いを認め、受容する力」「肯定的な人間関係をつくる力」を身に付けさせる。

①各教科

互いの考えを認め合い、一人一人の児童が授業の中で存在感を味わうことのできる学習に心がける。

②道徳・特別活動・総合的な学習

○福祉実践教室（3・4年生）

車いす、ガイドヘルプ、手話、点字などの体験活動を通して、介助する側や介助される側のそれぞれの思いを共感的にとらえる。

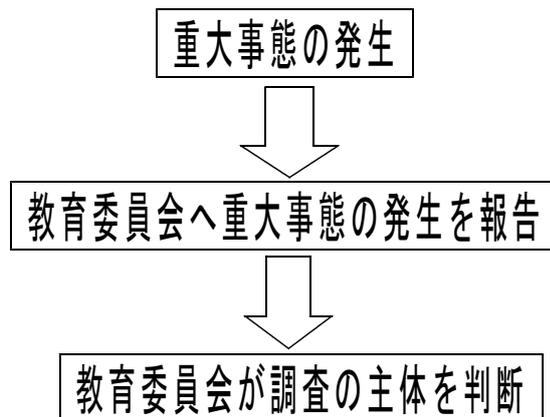
○異学年交流活動（児童会・委員会・クラブ活動）

異学年との交流活動により、自発的・自主的な活動をする力や互いを思いやる行動をする力を高める。

6 学校の取組に対する検証・改善・見直し

- 「緑丘小学校いじめ防止基本方針」を始めとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で適宜、生徒指導部会で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- いじめに関する取組について、学級の実態等を振り返る機会としてチェックリスト（資料4）を用いた振り返りを教職員対象に実施し、いじめの未然防止に継続して努める。

「重大事態の対応フロー図」

学校が調査主体の場合

○学校に重大事態の調査組織を設置

※「いじめ防止委員会」が調査組織の母体となる。

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性と中立性を確保するよう努める。

○事実関係を明確にするための調査を実施

※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

○いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。

※調査にあたって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明する。

○調査結果を教育委員会に報告

※希望があれば、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

○調査結果を踏まえた必要な措置

※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。

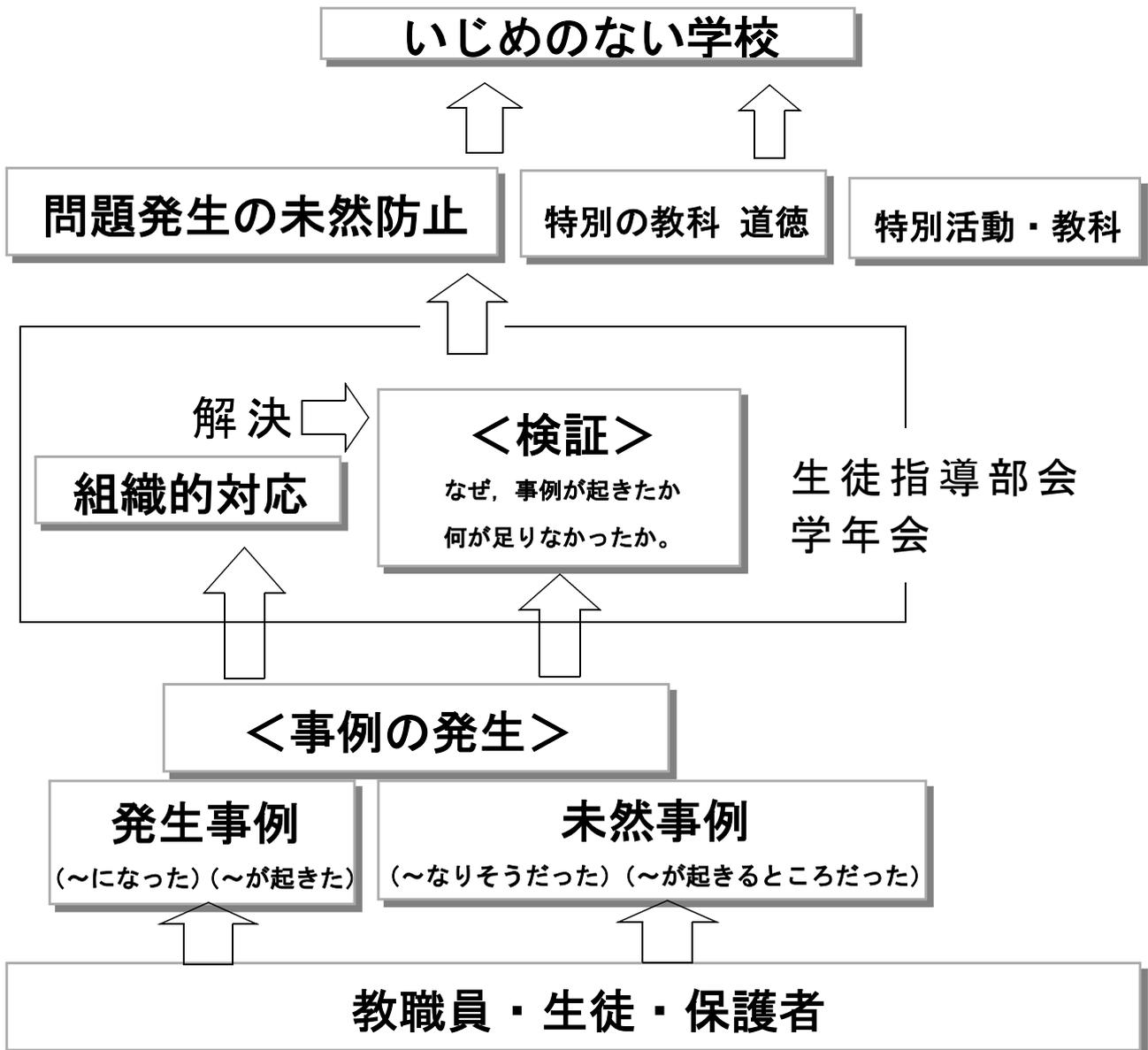
※再発防止に向けた取組の検証を行う。

学校として いじめをなくす取組 緑丘小学校
＜原則＞ 学校・保護者全体で取り組む

学校としての取組重点事項

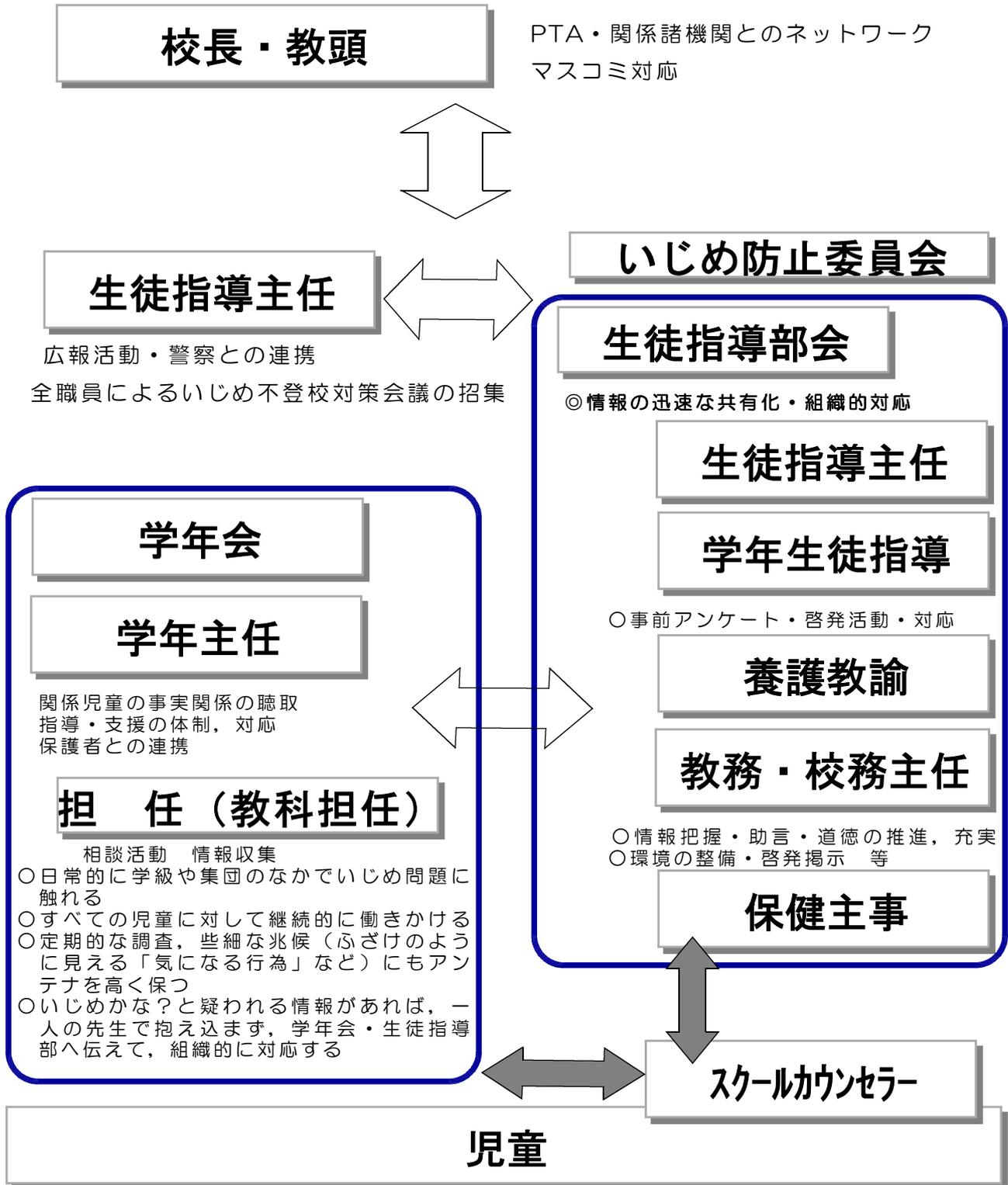
- ・だれもが安心して通学できる学校にする取組
- ・被害者を出さない取組

いじめ防止等に関する措置 いじめ防止システム
＜はつらつとした小学校生活の構築＞



アンケートの実施
申し出・日記等 (クラス経営)
観察 (教師の観察・情報収集)

事例の発生時の検証・対処組織 緑丘小学校



第 22 条

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するものその他の関係者により校正されるいじめ防止等の対策のための組織を置く

はつらつとした学校・学級づくりに向けて（学級担任用）

チェックしてみましょう。

以下のことを心がけていますか。

- 一人一人が安心して学校生活が送れるようにルールづくりをしていますか。
 - 規範意識育成の手立てをもち、実践していますか。
 - 温かい雰囲気をつくるための働きかけやその機会を設定していますか。
 - 掲示物を工夫するなど言語環境を整えていますか。
 - 学級の様子を他クラス担任や学年主任などの客観的な視点から助言を求めようとしていますか。
-
- 児童らの帰属意識を高めるような取り組みをしていますか。
 - 自己存在感を味わえるような授業づくりをしていますか。
 - 一人一人が学級に欠かせない存在になるよう係・当番活動の工夫をしていますか。
-
- 定期的に個別相談を実施していますか。
 - 問題発生だけでなく未然事例も学年内、学年主任に報告・相談していますか。
 - 指導記録をこまめにつけていますか。

いじめチェックリスト (保護者用)

チェックしてみましよう。

以下のような傾向はありませんか。

- よくものをなくすようになった。
- 学校の教科書やノートを見せたがらない。(落書きがある)
- お金の要求が増えた。(絵の具を買うからお金ちょうだい など)

- 「学校行事にこないで」と言う。
- すぐに自分の非を認めて謝る。
- 無理に明るく振る舞っている感じを受ける。
- 「別に・・・」「普通・・・」という反応が増えた
- 学校のことを聞くと怒る。「もういいじゃん・・・」など

- 話題に友達の名前が出てこない。
- 個人懇談会で何を話したか聞いたがる。
- 動物、弟、妹などに対し八つ当たりする。
- 衣服(くつ・かばん含む)をこっそりと自分で洗っている。
- 不自然な交友関係がある。
- 非行(万引き・喫煙等)を起こす。
- 死をほのめかす日記、メモ、イラストを書く。
- 身体に異常を感じる。